

No.114
北本市

議会だより

令和2年(2020年)11月1日発行
編集／議会広報広聴委員会
発行／北本市議会(北本市本町1-111)
Tel 048-591-1111 Fax 048-591-6335
URL <http://www.city.kitamoto.saitama.jp/shigikai/>

CONTENTS

- 2 9月定例会
- 5 委員会の動き
- 8 提出案件の結果
- 9 一般質問
- 15 意見書について
- 16 予算決算常任委員会の設置について



森林セラピーロード

北本市の森林(里山・雑木林)がもつ癒し効果が科学的に認められ、令和元年4月12日県内初となる「森林セラピー基地」として認定されました。北本自然観察公園に2つの「森林セラピーロード」があり、今後は、「新しい生活様式」に配慮した森林セラピーツアーの開催も予定しています。落ち葉を踏みしめる感触、木に耳をあてると聞こえる音、森の中の香りなど五感を使って楽しめます。



森林セラピーガイドによる
ツアーの様子



森林セラピーツアーでの
アクティビティの様子(薪割り)

令和2年第4回北本市議会定例会は、**11月30日(月)** 開会の予定です。

9月定例会

令和元年度一般会計等

歳入歳出決算を認定

8月27日から9月29日までの34日間の会期で開かれた定例会では、市長提出議案20件、議員提出議案5件、委員会提出議案1件、請願1件を慎重に審議しました。

令和元年度歳入歳出決算の認定については、介護保険特別会計が不認定となりました。

今定例会で審議された市長提出議案のうち、主な質疑を掲載します。

「議案第70号」令和元年度
北本市一般会計歳入歳出
決算の認定について

総括質疑通告者

松島 修一(啓和会)
大嶋 達巳(みらい)
日高 英城(市民の力)
湯沢 美恵(日本共産党)
金森すみ子(緑風会)
保角 美代(公明党)

※通告順に掲載

【Q】令和元年度の決算をどう総括し、どのように評価しているのか。

【A】令和元年度一般会計の予算現額は217億7,276万5,000円となり、前年度比16億6,091万円、8・3%の増となりました。

決算額では歳入が212億6,739万7,466円、前年度比で15億3,780万6,005円、7・8%の増、歳出は202億4,018万4,728円、

前年度比13億5,235万3,003円、7・2%の増となりました。

この結果、歳入歳出差引額は10億2,721万2,738円となり、1,170万7,000円を繰越明許費として翌年度へ繰り越す財源とし、10億1,550万5,738円を決算剰余金として令和2年度に繰越しました。

令和元年度は市長、市議の改選があり、新体制となりましたが、既に可決され

ている当初予算の確実な執行に努めるとともに、年度途中の台風災害や年度末から現在まで続いている新型コロナウイルス感染症拡大への対応等、予期せぬ事案に対しても適切に対応した年でした。

財政的には、歳入歳出とも増となりましたが、その要因は、歳入では好調であったふるさと納税の影響から、ふるさと応援基金等からの繰入金金が5億3,942万4,111円の増、国庫支出金4億434万8,774円の増、繰越金1億7,255万9,349円の増等が挙げることができま。なお、落ち込みを懸念していた市税収入については725万415円、0・1%の減にとどまったところ。です。

歳出では、教育費において前年度に実施した学校改修工事費が減となった影響

から、2億201万1,519円の減となりましたが、民生費が5億3,901万4,767円、総務費が4億444万3,450円、土木費が2億5,795万8,946円とそれぞれ増となったことにより、全体の決算額が増となったものです。

【Q】プライマリーバランスについて。

【A】プライマリーバランスは、平成30年度からの繰越金、地方債、財政調整基金等からの繰入金を除いた一般歳入、また、公債費や財政調整基金等への積立金を除いた一般歳出、これを差し引いたもので、現世代の受益と負担のバランスを示す指標です。

令和元年度決算の普通会計においてプライマリーバランスは、平成27年度から5年連続の黒字となりました



た。これは、平成24年度から平成26年度までに実施した小・中学校校舎等耐震補強工事及び大規模改修事業や庁舎建設事業等の実施に伴い、多額の地方債を発行したことにより、公債費が急激に増加し、今後も高い水準で推移することを受け、地方債の発行量を抑制していることによるものです。

具体的には、令和元年度決算において普通会計における公債費の元利償還金、いわゆる返済は23億209

万6,000円に対し、地方債の発行額については、17億4,370万円に抑えたこと等から6億828万1,000円の黒字となったものです。

Q 単年度収支が1億9,262万4,000円増となった理由について。

A 単年度収支とは、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引額から繰越明許費等翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支について、当年度の数値から前年度の数値を差し引いた額です。令和元年度の単年度収支は1億9,262万4,000円となり、前年度に比べ2,306万3,000円、13.6%増加しました。これは、令和元年度一般会計の歳入決算が前年度比で7.8%増加した一方で、歳出決算については、7.2%増にとどまったことから、歳入と歳出の決算額の開きが増加し、その差額である実質収支が前年度より増となったものです。

このことにより、令和元年度の実質収支の額10億1,550万6,000円から前年度の8億2,288万2,000円を差し引いた単年度の収支が1億9,262万4,000円と、昨年度に引き続き黒字となったものです。

Q ふるさと納税の寄附金の状況について。

A ふるさと納税制度については、生まれ育ったまちや転勤等で住んだことのあるまち、応援したいまちのために何かをしたい、貢献したいという皆さんからの思いを、寄附を通じて実現する制度で、寄附をした場合については、所得税・個人住民税が一定限度額まで

控除されることとなっています。

また、本市では、ふるさと納税をしていたいただいた市外の方に対して、地場産品等の返礼品を贈呈しており、北本トマトカレーやシャインマスカットなどの果物類、お菓子類の詰め合わせ、七宝焼のネックレスなどを贈呈しています。本市へのふるさと納税寄附金の状況については、平成29年度から令和元年度まで件数及び金額共に増加している状況です。返礼品別の状況としては、令和元年度の実績では、高級紳士服の仕立券が寄附額全体にして約98%を占めており、人気の品となっています。県内における令和元年度のふるさと納税金額の状況では、秩父市、深谷市、飯能市に次いで第4位となっており、県内においても本市は寄附金額の多い自治体となっています。

今後も本市へふるさと納税をしていただけるよう、引き続き、市内事業者と連携し、魅力ある返礼品の充実を図るとともに、市への愛着を持ってもらうためのシティプロモーションの活動等に力を入れていきます。

ふるさと納税寄附金の状況

年度	件数	金 額
平成29年度	339件	2,373万5,000円
平成30年度	1,477件	1億6,028万9,000円
令和元年度	2,001件	2億4,784万9,000円

討 論

「議案第70号」令和元年度北本市一般会計歳入歳出決算の認定 についての討論

反対討論（日本共産党 中村議員）

前市長の予算に対し、年間の施策に特徴付けが見えません。日本共産党市議団は、福祉の増進の施策の要は職員であると考えます。職員数は前年度比1人増で、人事異動が頻繁に行われ、引継ぎがしにくい、職務がスムーズに進まない等の問題があり、市民の求めが見えていません。

また、少人数学級が実施され、県内でも先進的な事業でしたが、市費教員採用が年々削減され、令和元年度は1人に抑えられています。必要な予算を確保するため、国、県に要望するとともに、公平な教育を追求していただくよう求めます。

災害対応については、速やかに配置につき、安心安全なまちを維持していく姿勢は評価しますが、今後の福祉の増進に力を入れていただくことを求めて反対とします。

賛成討論（啓和会 松島議員）

歳入は212億6,739万7,466円、歳出が202億4,018万4,728円。差引額は10億2,721万2,738円、実質単年度収支は1億9,045万721円。歳入の市税は前年度比725万415円減となったが、徴収率が97.2%と前年度より上昇、市税確保に一定の成果が認められます。起債は16億8,010万円で、普通会計ベースのプライマリーバランスは5年連続黒字、財政健全化を見据えた起債でした。ふるさと納税の取組により寄附金は前年度比5,590万円増で評価できる取組でした。また、将来負担比率が27.1%で、将来世代に負担を転嫁しない予算執行の結果と認められます。よって、今後も持続可能な財政運営を要望し賛成討論とします。

賛成討論（公明党 保角議員）

歳入に関して、徴収率は前年に比べ0.4ポイントの増となったことは評価できます。一方、歳出の中で、人件費に関して、選挙があり残業が増えているが、公務員の働き方改革を行い、職員の仕事のパフォーマンス向上の努力が必要と考えます。また、市内の電気代を一括契約とし、電気代の節約ができたことも評価するものであります。教育費のハイパー・QUは、児童生徒全員からのアンケートではない事を考えると、集団生活に馴染めないなどして不登校になった子どもの気持ちを聞き取る努力が必要だと考えます。今後は、市民の皆さまの安心安全、健康福祉増進を優先し、新しい生活様式も含め、SDGsの考えのもと持続可能な北本市を目指していただくことを要望して、賛成とします。

賛成討論（市民の力 日高議員）

税収は減少傾向ですが、徴収努力により徴収率が0.4ポイント向上したことは評価できます。適正な課税と公平な徴収の徹底、丁寧な徴収に努めてください。予備費を充用したオリンピック・パラリンピックのキャンプ招致に係る経費は、本来予算計上しておくべきものです。指定管理者制度や予算の流用についても見直すべき点があります。

全体として違法性や不当性はなく、堅実かつ健全な財政運営に努めてきたことは評価できます。大規模事業が山積しており、一層の効率化・適正化と、選択と集中による歳出の削減が不可欠です。市民の安全・安心を第一に、将来世代に大きな負担を残さない行財政運営に努めることを要望し、賛成討論とします。

賛成討論（緑風会 金森議員）

実質公債費比率は、小・中学校耐震改修、新庁舎建設等での元利償還金の発生により、上向きに推移していますが、市債発行が控えられており、将来負担比率は軽減されてきています。堅実な運営がされていますが、実質収支額は10億円を上回っており、市民が納めた税金を適切に使っていくよう注意が必要です。ふるさと納税額は、県内4位となりシティプロモーション推進の追い風になると期待ができます。予算の流用においては、客観的な緊急性必要性を十分に考慮し、適切な見積りに基づく予算積算に留意していくことを希望します。引き続き健全な財政運営と、安心して住み続けたいと思えるまちづくりを目指すことを要望して、賛成討論といたします。

総務文教常任委員会

「議案第81号」第五次
北本市総合振興計画の
一部改定について

Q 前期基本計画を6年間に延期をして、後期基本計画が4年になることによる効果と課題について。

A 計画期間を延長する効果としては、市民参画の機会を確保することができること、新型コロナウイルス感染症の拡大前後の地域社会、市民生活、経済機能の変化を調査して対策を検討することができること、新



ことが考えられます。

Q 今後の審議会委員の変更や新型コロナウイルス関連で専門的な知見を入れるのか。

A 審議会委員は皆様の了承を得ていますので引き続き務めていただき、専門的な知見については健康づくり課等の意見を取り入れながら検討したいと考えています。

健康福祉常任委員会

「議案第78号」北本市
特定教育・保育施設及
び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を
定める条例の全部改正
について

Q 主な改正点について。

A 今回の改正は、保育料無償化に伴う規定の整理に

関するものです。改正点の一つ目として、施設が利用者負担額の支払いを受けるのは、満3歳未満の保護者からに限るとされることです。二つ目として、利用者負担額に含まれていた満3歳以上の子どもの副食費を実費徴収とし、低所得世帯及び第3子以降の子どもに



については徴収免除とされたことです。三つ目として、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所卒園後の受入れ先確保のための連携施設の確保が不要とされたものです。

なお、本案に関しては、附帯決議が提出され可決されています。

「議案第79号」北本市
家庭的保育事業等の設
備及び運営に関する基
準を定める条例の全部
改正について

Q 主な改正点について。

A 一つ目は、議案第78号

と同様で、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受け入れ先確保のための連携施設の確保が不要とされたものです。二つ目は、居宅訪問型保育事業の対象者の拡大です。これは、保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であると明確化されたものです。

なお、本案に関しては、附帯決議が提出され可決されています。

「議案第80号」北本市
国民健康保険税条例及
び北本市介護保険条例
の一部改正について

Q 条例改正により何が変わるのか。

A 現行の条例では、保険

税等を減免する場合は、納期限の7日前までに減免に係る書類を提出するものとされていますが、今般の新型コロナウイルス感染症の状

況を踏まえ、やむを得ず減免申請ができなかった場合に限り、令和2年2月の納期限まで遡及対応できるように改正するものです。

建設経済常任委員会

「議案第77号」北本市手数料条例の一部改正について

Q これまでも発行されていた除票の写しをあえて条例に明記した理由について。

A 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等に

おける情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、海外移住者に対しても本人確認情報の公証としてマイナンバーカードを交付できるように、除票の写しを明確化しました。

Q 改めて明記された除票の写しの交付にあたり、保存期間がどのように変更されたのか。

A 住民基本台帳法においてこれまで5年間となっていた保存期間が、150年間に大幅に延長されました。

「議案第82号」令和元年度北本市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

Q 令和元年度北本市公共下水道事業剰余金処分計算書において、繰越利益剰余金を1,200万円とした理由について。

A 令和元年度の損失が1,166万1,665円となったため、この損失額を補填でき得る額ということで1,200万円を計上しました。



Q 1,200万円を繰越利益剰余金として計上する

ということは、令和元年度の損失額を令和2年度においても同額の損失を見込んでいるという事なのか。

A 基本的に公共下水道事業会計予算は、マイナスにならないように編成します。

予算決算常任委員会

「議案第70号」令和元年度北本市一般会計歳入歳出決算の認定について

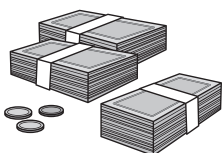
総務文教分科会長報告の内容について

Q 事務事業評価の公表に対する意見の内容と北本市行政改革推進委員会での見直し結果について。

A 事務事業評価の公表に対する意見は48件で、内訳は事業の縮小4件、廃止5件、拡充3件、変更17件、

令和元年度決算においてはこのような結果になってしまいました。今後は予算を積算する段階で細かく検証しながら適切な額が計上できるよう努めます。

その他19件でした。北本市行政改革推進委員会では事務事業の見直しは5事業を審議し、多世代同居・近居支援事業は廃止、0歳児おむつ無料化事業は現状維持、金婚式祝賀会事業は廃止、老人クラブ活動費補助事業は縮小、土曜開庁事業は縮小という結果が答申されました。



Q 市民税の収入済額の減少に関する分析について。

A 全体では前年度比7,597万6,226円のマイナスで、個人市民税は2,709万8,919円のプラス、法人市民税については1億307万5,145円のマイナスとなりました。法人市民税の納税額上位10事業所のうち過半数が大幅な減益となったことから、その影響によるものと考えます。

Q オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致の関係経費を予備費から充用した理由について。

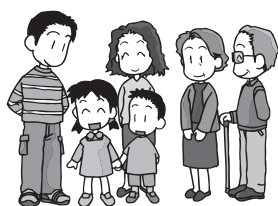
A 予算は取っていませんでしたが、市長からオリンピック・パラリンピック事前キャンプの誘致を最優先課題として取り組むよう指示があり、予備費を充用し

ました。

建設経済分科会長報告の内容について

Q 多世代同居・近居住宅取得補助金の交付実績について。

A 14件が子育て世帯で新築住宅購入等によって移住してきたもので、5件が39歳以下の夫婦のみの世帯が移住してきたものです。



「議案第74号」令和元年度北本市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

Q 介護給付費の決算誤りについて。

A 令和2年3月補正において、誤って3月分の支払い見込みをせずに減額補正したため、令和元年度は4月分から2月分までの11か月の決算となってしまいました。

介護給付費の決算誤りに関して、その他に「今回の初歩的な誤りが起こってしまった経緯と原因について質疑はあったか」、「執行部として、気付いた時点でこの件に関して最善の努力をしたのか」という議論はあったか」、「業務を任せていたという特定の職員というのは1人なのか2人なのかについて質疑はあったか」、「チェックは複数でやっていて、再発防止策も今後複数でやっていく」ということで、本当に再発防止になるのかという質疑はあったか」等の質疑がありました。



「議案第84号」令和2年度北本市一般会計補正予算（第6号）について

総務文教分科会長報告の内容について

Q 小・中学校に整備する電子黒板の検討状況について。

A 北本中学校でモニター型とプロジェクター型の両方を実際に使用してもらいアンケートを行ったところ、モニター型のほうが見やす

いという結果だったため、モニター型を各教室に常設設置することになりました。

健康福祉分科会長報告の内容について

Q 医療機関等支援金の使途について。

A 新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、医療を継続する医療機関40か所、歯科医療機関37か所に一律10万円を給付するものです。

建設経済分科会長報告の内容について

Q 中小規模事業者等支援給付金の減額理由について。

A 統計上の市内事業者が約2,000社あり、その9割の申請を見込みましたが、結果は265社であったため、大幅に減額することになりました。

提出案件の結果一覧（９月定例会）

議案名		議決結果	啓和会					公明党			みらい		市民の力		緑風会			日本共産党				
			岡村有正	松島修一	渡邊良太	滝瀬光一	加藤勝明	黒澤健一	保角美代	島野和夫	岸昭二	高橋伸治	諏訪善一良	大嶋達巳	桜井卓	日高英城	工藤日出夫	村田裕子	金森すみ子	今関公美	湯沢美恵	中村洋子
市長提出議案	令和元年度北本市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	令和元年度北本市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	令和元年度北本市都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	×	×	
	令和元年度北本市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	×	×	
	令和元年度北本市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	不認定	×	×	×		退	×	×	×	×	×	×	×	×	退	×	×	×	×	×	
	令和元年度埼玉県広域公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	令和元年度北本市公共下水道事業会計決算の認定について	認定	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	北本市手数料条例の一部改正について	可決	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について	可決	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	×	×
	北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について	可決	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	北本市国民健康保険税条例及び北本市介護保険条例の一部改正について	可決	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	第五次北本市総合振興計画の一部改定について	可決	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	令和元年度北本市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	可決	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	令和２年度北本市一般会計補正予算（第６号）	可決	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	令和２年度北本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	可決	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	令和２年度北本市都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）	可決	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	令和２年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	可決	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	令和２年度北本市介護保険特別会計補正予算（第２号）	可決	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	財産の取得について	可決	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
請願	75歳以上の年金収入が一定以上ある場合の医療費窓口負担を２割化しないよう国に対して意見書提出を求める請願	不採択	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	○	
提出委員会	北本市議会委員会条例の一部改正について	可決	○	○	○		○	○			○	○	○		○	○	欠	○	○	○	○	
議員提出議案	性犯罪における刑法の更なる改正を求める意見書	可決	○	○	○		○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正を求める意見書	可決	○	○	○		○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	可決	○	○	○		○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	「議案第78号」北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正に対する附帯決議	可決	○	○	○		○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	×	×	
	「議案第79号」北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正に対する附帯決議	可決	○	○	○		○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○

※議長は表決に参加しないため、表決結果は空欄になっています。※表の見方 ○…賛成 ×…反対 欠…欠席 ー…棄権 退…退席

一般質問

令和2年第3回北本市議会定例会 一般質問を紹介します【順番は通告順です】

一般質問は、各議員が編集を行っています。



高橋伸治
議員
(みらい)

行政におけるICT、DX推進について

Q 国ではデジタル庁ができ、新型コロナウイルスにより判明した、日本のICT関係の遅れを何とかしなければいけないと非常に大きなテーマになっている。北本市ではこのICT、DXというものをどのように理解をしているのか。

総合振興計画において、このICTはどのように位置付けられているか。

A ICTは、情報通信技術の略称で、コンピュータ技術を活用してコミュニケーションを行うものです。一方、デジタルトランスフォーメーションは、DXと略されますが、単に既存の仕組みにICTを導入することから一歩進んで、人々の生活をよりよい方向に変化させるといった概念です。

本市においては、昨年度からRPAやAI・OCRの活用に着手し、一部の事務で事務効率の向上に成果をあげている状況です。

総合振興計画では、施策6の3において、効果的・効率的な行政運営の推進にICTを活用した行政サービスの充実を図ることを掲げ、前期基本計画に電子自治体の推進を基本事業に位置付けています。成果指標として、行政手続のオンライン化割合とオンライン化の手続利用割合を設定しています。



保角美代
議員
(公明党)



録画配信

新型コロナウイルス感染症対策について

Q1 各種相談等のオンライン化について。

A1 まずは、女性相談、遠隔での手話通訳等に取り組み、有効性や課題等の検討をした上で、順次、拡大を図っていきます。

Q2 児童生徒の心身の健康について。

A2 今年6月から、LINEを活用した相談窓口が開設されました。

【要望】 今後も、スクールカウンセラー等と連携を取って、児童生徒の心理的なケアをしていただきたい。

児童虐待防止について

Q 児童虐待防止条例の制定について。

A 国の虐待防止関連法令や県の条例等を遵守徹底することで、児童虐待の防止に努めていきます。

【要望】 国連の「子どもの権利条約」について、各種研修で、特に学校関係の先生がまずこれを学ぶということをぜひしていただきたい。

小・中学校の防火シャッターの閉鎖作動時の安全対策について

A 中丸東小学校の3か所については、未実施となっており、今後、早期の改修について検討していきます。



湯沢美恵
議員
(日本共産党)

コロナ禍における市内事業者の状況について

Q 中小企業者等支援給付金、創業者応援持続化給付金の再開や新たな給付金の導入について伺う。

A 新型コロナウイルス感染症の収束状況を把握し、国・県の動向、他市町村を参考に、事業者が真に必要な支援策を実施できるよう検討します。

小・中学校の少人数学級について

Q 各学校のクラス編成は、基準いっぱいの人数で、密になると言われても無理。新型コロナウイルス感染症防止の観点からも少人数学級は必要である。全国知事会、市長会、町村長会や校長会も少人数学級を要望している。導入について伺う。

A 少人数学級を実現することは、子どもたちにきめ細かな指導が可能になり、密を避け、感染のリスクを避ける有効な手立てですが、教員の確保が課題となっており、国の動向を見極めながら、よりよい教育活動につなげられるよう検討します。

給食費の無償化について

Q コロナ禍で、子育て世代の負担が大きい。給食費の無償化、補助はいかがか。せめて、牛乳費だけでも対応出来ないのか伺う。

A 時限的な措置も含めた給食費の無償化や一部補助は、保護者の負担軽減策として効果があると考えます。牛乳費についても財源確保を研究の上、他の事業も含め、緊急性や優先性の兼ね合いを見極めて検討します。

一般質問は、各議員が編集を行っています。



大嶋達巳
議員
(みらい)



録画配信

新型コロナウイルス感染症対策関連事業について

Q1 5月22日に専決処分した新型コロナウイルス感染症対策関連事業の進捗状況は。

A1 (8事業のうち) 中小企業者等支援給付金支給事業では、1,800件分の予算を確保しましたが、支給件数は265件でした。住まいの困窮者緊急支援事業では、おおむね6か月で15名程度の利用分を確保しましたが、現在までの利用者は1件です。

Q2 事業がこのように低調なのは、専決処分をしたことが理由の一つではないか。専決処分したことに対する市長の見解は。

A2 市民のコロナ禍への対策として、市民のために一刻も早く実施を決定しなくてはならないこと、臨時議会を招集するためには、それ相応の時間を要するものであり、時期を失するものであると判断し決定したもので、適正なものであったと認識しています。

新型コロナウイルスの感染拡大防止について

Q 学校及び保育所において感染者が発生した場合の対応は。

A 学校においては、感染が判明した翌日から2日間、全校を臨時休業とします。学校再開については、濃厚接触者やPCR検査対象者の状況などにより、保健所等の助言や指導を受け判断します。保育所においては、原則として臨時休園とします。臨時休園の期間等は、感染者の登園・出勤状況等を踏まえ、保健所と十分相談した上で決定します。



桜井 卓
議員
(市民の力)

地域共生社会の実現に向けて

重層的な支援体制の構築について

Q 令和2年6月に社会福祉法が改正され、市町村が重層的な支援体制を整備することとされた。本市ではどのように進めるか。

A 第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画において、市と社会福祉協議会などが中心となり、令和4年度までに体制を構築することとしています。福祉部内に全庁横断的な連携調整を行う担当の設置を検討します。また、全職員を対象とした研修を実施し、庁内の協力体制を構築します。

学校教育が果たす役割について

Q インクルーシブな教育がインクルーシブな社会を創ると考えるが、現状は特別支援学級など学びの場が分離されており、インクルーシブとは言えない。誰もが同じ場所で学ぶべきではないか。

A 共生社会の実現のためには、障がいの有無に関わらず、早期からともに学び、お互いの違いを認め、尊重し合う心を育むことが大変重要です。個別の教育的ニーズを必要とする児童生徒に対して、指導や支援を切れ目なく提供し、より個に応じた多様な学びの場を充実することが、共生社会の構築につながると考えます。



中村洋子
議員
(日本共産党)

保育所の状況について。

A Q 4月1日現在の市内保育施設の申込み状況は、0歳児は平成31年53人、令和2年は41人の申請があり、今後大幅には増加しない見込みです。一方、1歳児は、平成31年163人、令和2年180人と、継続的に増加する傾向が続いています。このようなことから、0歳児は、いずれかの施設で利用可能でしたが、1歳児は、受入れ枠全てが埋まってしまい、本年4月は、29人の待機児童が生じました。障がい児の利用関連については、児童の状況を踏まえ、安全に保育を実施するため、担当者を加配して受け入れています。9月時点で加配が必要であると判断した児童は、公立で13人、民間で10人となっており、年齢構成は、3歳児6人、4歳児6人、5歳児11人となっています。給食等で配慮が必要なアレルギー児については、施設の設備や体制に応じて、食材の除去、代替の対応をするともに、利用者に施設ごとの対応内容を示して、利用前に確認いただいています。

民間保育所利用者への情報提供について。

A Q 保育の利用申請は、公立・民間を問わず、すべて市が受け付け、保護者の通勤時間や、家庭状況に基づいた指数の合計により利用施設を決定しています。このため、利用案内には、利用者の希望の施設を選ぶ際の参考になるよう、公立と民間の情報をまとめて掲載しています。

一般質問は、各議員が編集を行っています。



今関公美
議員
(緑風会)

多様性を認めるまちづくりの進捗について

Q1 パートナリシップ制度導入について12月に一般質問した時の市長答弁は「期限を切って考える」でした。いつ導入となるのか。

A1 (市長) 11月からスタートします。この制度導入をきっかけに、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに取組んでいきます。

Q2 手続き上、不必要な性別欄の削除についての見直しを行うのか。

A2 全職員共通理解で、全庁的な取組として、準備を進め、対応ガイドラインによる各種申請様式等の見直しを実施し、対応していきます。

公共施設マネジメント実施計画による
廃止施設について

Q1 勤労福祉センターとコミュニティセンターについて、両施設で行っている「乳幼児健診」、「ホールや集会室でのスポーツ、文化系サークル等の市民活動」、そして、勤労福祉センター内にある「地域包括支援センター」の今後について伺う。

A1 「乳幼児健診」と「ホールや集会室」は(仮称)市民活動交流センターへ機能移転を検討、「地域包括支援センター」については、他の関係機関と慎重に調整し検討します。

Q2 移転予定の栄小体育館には、エアコンを設置する必要があると思うが。

A2 (仮称)市民活動交流センターとして整備するにあたり、体育館へのエアコン設置は利用内容を勘案し検討します。



岸 昭二
議員
(公明党)

Q 高齢者に対する新型コロナウイルス対策の市民への周知について。

A 身体活動の維持を図るため、広報「きたもと」5月号に、イキイキとまちゃん体操を掲載し、自宅でできる筋力アップの取組を行いました。また、通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業費を計上しました。この事業は、居場所に通えない高齢者に対し、リーフレットによるフレイル予防を実施するものです。さらに、10月からは福祉支援票の作成のために、民生委員の皆さんが地域にお住まいの単身高齢者世帯等を訪問する際に、フレイル予防のチラシを配布する予定です。

Q コロナ禍での子どもの予防接種の現状について。

A 本市の予防接種の状況は、国内での感染拡大の不安が高まった3月から緊急事態宣言が発令された4月にかけて、接種の差し控えがあったものの、その後順次接種が開始され、接種時期の大幅な遅れなど、大きな問題はなかったようです。予防接種に対し、保護者が冷静に対応されたことがうかがえます。しかし、日本脳炎など比較的年齢が上がってから受ける予防接種は、接種が遅れる傾向が顕著であり、保護者に対し何らかの働きかけが必要であると考えます。



金森すみ子
議員
(緑風会)

イヤホンやヘッドホンの使用による難聴について

Q 世界保健機関は、世界の中高所得国の若年層の約50%が、携帯型音楽プレーヤーやスマートフォンなどによる、音響性難聴のリスクにさらされているとして警鐘を鳴らした。低下した聴力は元に戻すことができない。小・中学校は対策をしているのか。

A 難聴の危険性について、校長会議や養護教諭部会等を通して、各家庭に周知啓発をしています。
小・中学校、保育所、児童館での消毒による子どもたちの健康への影響について

Q 次亜塩素酸ナトリウムは、施設再開当初から消毒に有効とされているが、有害な化学物質である。昨今、経産・厚労省は、有効な界面活性剤を含んだ家庭用洗剤も有用であるとしている。身体に刺激の少ない界面活性剤を使っているのか。

A 小・中学校は、現在は効果がある家庭用洗剤を用いた拭き掃除に変更しています。保育所・児童館では、次亜塩素酸ナトリウムを成分とするものを使っていますが、厚労省ホームページ等を見ながら、有効性が確認されたものの中から、より安全なものを取り入れるよう努めていきます。
【要望】学校と保育所・児童館の足並みがそろわないのは問題である。是非、市の裁量で、子どもたちの生活環境がより安全なものになるよう、積極的に取り組んでもらいたい。

その他の質問

○オーディオブックの配信について

一般質問は、各議員が編集を行っています。



岡村有正
議員
(啓和会)

中小企業者等対策について

Q1 本市の新型コロナウイルス関連支援策への申請状況から中小企業者等の現状をどう分析しているのか。

A1 中小企業者等支援給付金事業（売上減少率が前年同月比20%以上50%未満等の条件で10万円給付）は、1,800件の予算を見込みましたが、実際の支給は265件でした。理由は、①建設業、卸売業・小売業が多く、②国の持続化給付金（売上減少率が前年同月比50%超え等の条件で法人200万円、個人100万円給付）を申請・受給する事業者が多かった。③帳簿が未作成で、申請に必要な書類を用意できない事業者がいたこと、④準備の手間を考えると10万円では金額が小さいと考える事業者がいた等が挙げられます。

Q2 市の支援策の給付状況からは市内経済が相当厳しいと思われるが、今後、市内経済活性化のためにも、金融機関や商工会等と情報交換を行い、中小企業者等の現状を把握すべきだと思いがいか。

A2 4月から8月にかけて、市内金融機関、商工会や商店会と情報交換を行ってきましたが、今後とも市内各関係機関等との連携を図り、情報収集に努め、中小企業者等の現状把握に努めます。

その他の質問 ○熱中症予防対策について：救急搬送件数等をもとに、高齢者向けや小・中学校での取組について質問を行いました。



松島修一
議員
(啓和会)

北本市南部地域周辺まちづくり基本構想（案）について

Q ザーニングの根拠と今後の可能性は。

A （市長）南部地域各エリアの特徴とポテンシャルを最大限に活かした構想案とするため、自然環境や歴史遺産の豊かな地域、農業振興地域、医療・学術拠点となる地域、既存の大型住宅、現在施行中の久保特定土地区画整理事業地、交通アクセスの充実した地域等の観点から南部地域を5つのエリアに区分し、個々の地域が抱える課題や特徴を総合的に捉えることで地域の課題を解決しつつ、魅力を更に高める提案です。今後は様々なまちづくりの計画を策定する中で、取り入れられるものは取り入れ、新たな産業の創出や、人口拡大のための機能形成を実現し、より良い南部地域のまちづくりを推進します。

久保特定土地区画整理事業とデーンタメ遺跡の共存の可能性について

Q 答弁からは区画整理事業との共存可能と受け止めているが、いつまでに方向性を出すのか。この事業区域内の住民のためにも一刻も早く方向性を出して欲しいと思うが。

A 早期に方向性を出せるよう、庁内で検討していきます。

その他の質問

○市内老人福祉施設や障がい者（児）施設でのクラスター発生防止の取組について 他1件



島野和夫
議員
(公明党)

北本市南部地域周辺まちづくり基本構想（案）について

Q 三宮市長は、今回の調査、基本構想を、どのように対応していくのか、選挙のための可能性を探るだけの調査なのか、本当に南部地域のまちづくりを進めていく考えがあるのか。

A 構想（案）の全てを具体化することは難しいと思いますが、この考え方を参考に、南部地域のまちづくりを進めていきます。

ごみ収集について

Q 高齢者や障がいのある方などのさらなる支援の拡大が必要であり、できる限りの対応を。

A ごみ集積所まで排出することが困難な高齢者や身体障がい者の、ごみ出し支援事業を本年7月より開始しました。収集方法は、週に1回自宅を訪問し、対象のごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装類、その他となっております。粗大ごみ及び市では処理ができない処理困難物は、対象外です。高齢化社会や核家族化の進展に伴い、いずれ運用方法等の見直しが必要と考えています。

プレミアム付商品券について

Q 国の地方創生交付金を活用し、市内業者での消費喚起を。

A 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、引き続き調査研究をしたいと考えています。

一般質問は、各議員が編集を行っています。



渡邊良太
議員
(啓和会)

Q 市道2355号線の通学路安全対策について。
A 平成23年に、渡邊議員から質問があり、外側線やグリーンベルト等の路面標示、道路周辺の住宅開発に伴い、道路反射鏡や道路照明灯の設置、また、警察と協議し、平成27年度には、区域内道路の車両通行最高速度30キロ以下に制限する、ゾーン30エリアに指定するなどの、安全対策を講じてきました。

Q 道路西側にある水路の蓋掛けをして通学路として使用できないか。

A 市道2355号線は、東小学校から南方方向に通じる通学路として、多くの児童が利用しています。延長が146メートル、道幅は4・8メートルで、道路西側沿いに、幅員1・8メートルの水路があります。この水路に蓋をかけ、その上を歩道空間として活用していくことは、用地取得が難しい現在、有効な土地活用手段と考えています。蓋掛けの費用と工事期間ですが、この水路の底はコンクリートが打たれていないため、今後の維持管理や安全性を考え、ボックス型の暗渠に整備しますと、工事費は3,000万円、工事期間は6か月と試算しています。通学路の安全対策は重要であると考えていますので、交通量の推移を見定め、工事の施工方法等を研究し、検討していきたいと考えています。



日高英城
議員
(市民の力)

Q1 医療的ケア児に対する本市での取組状況について
A1 以前医療的ケア児の実数把握について伺ったが、「現在は難しく把握できていません」とのこと。その後、取り組まれたか。

A1 本年7月末日現在、市内4名の医療的ケア児を把握しています。

Q2 北本市第五次障害者福祉計画に「医療的ケア児に対するコーディネーターの配置及び協議の場の設置」とあるが、達成度を伺う。

A2 鴻巣北本地域自立支援協議会のことも部会を、昨年4月に協議の場として位置付けました。両市の障がい福祉課、母子保健担当課、児童発達支援担当課、訪問看護ステーション、障がい者相談支援事業所、熊谷特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校、鴻巣保健所等で構成し、今後は御家族等に御参加頂くことも検討しています。

また、コーディネーターの配置として、委託相談支援事業所と基幹相談支援センターで各1名が資格を取得しており、相談を受ける体制は整っています。

○初めの一步、しっかりと前向きに取り組まれ、安心しました。

駅前喫煙場所について

Q 約3億8千万円のたばこ税収入があるのにも関わらず、喫煙者に対し非情なくらい無策ではないか。

A 課題が多く実現は難しい。御理解をいただきます。



黒澤健一
議員
(啓和会)

Q1 新庁舎等の公共工事等に係る報告書に關して。

A1 (市長・反問権) まず、黒澤議員は、損害賠償請求を相手方にせよということなのか、それとも、訴訟の提起をせよということなのか、どちらかはっきりさせてください。

Q2 裁判でどうかという質問です。

A2 工事請負者、そして設計者双方に対し、勝訴の見込みに重点を置いて考える必要があります。訴訟を提起して裁判をせよということについては、様々なハードルがあつて、それはできないということを結論付けています。

Q3 検証委員会は、一度も開いていない。議会へ出した報告書は、検証委員会の了承を取っていない報告書だ。市民説明会の要求について。

A3 報告書は検証委員会にはかけずに、市で判断させていただいた。市民への報告会というのは、全く別次元の問題です。

○市長は非常事態であるとし、(市政運営が)大きな問題であるにもかかわらず、なかなか進行しない中で、市政運営がグッチョー状況を繰り返して、前市長からの低空飛行の状況から抜け出せず、さらにコロナ感染症対策に対応した視界不良な市政運営が続いていると、残念ながら認識をせざるを得ません。

一般質問は、各議員が編集を行っています。



工藤日出夫
議員
(市民の力)

新庁舎等建設工事で未設置家具類へ支払った費用の返還について

Q 市からの報告書で、(こどもプラザのトイレキャビネット等の未設置費用) 約438万円の損害賠償請求勧告に対する回答が、「市に損害があるとは解せない」となっていますが、これは事実誤認ではないのか。それとも市長は市民が納めた税金が不当に使われた損害を不問にしたのか。

A (市長) 市の損害があるのかについては、契約どおりの施工がなされており、法的な契約上の未施工はなく、損害賠償の根拠となる契約違反や不法行為が問えないことから、損害賠償請求をするべき損害自体がないものと判断しています。

(反問権) 過払い請求あるいは損害賠償請求すべきなのか、それについても教えてください。

Q (当時の) 百条委員会の判断は、この費用は、未施工(未設置)等で妥当でない。当該費用は市から施工者に支払われているから、その費用の返還等の措置を講ずることが必要。返還請求して応じなければ、訴訟(損害賠償請求)になります。図面がないから設置しなかった。これはあったとして払っています。工事をしていないのに、市は払っている。誤払いです。(納税者の市民は損害を被っている) 住民から見れば納めた税金が不当に使途不明金になっているのです。



諏訪善一良
議員
(みらい)

Q1 北本市南部地域周辺まちづくり基本構想(案)について。(ウ) 新駅への取組についてリーダーシップはどう示す。(イ) 12月議会及び3月議会での新駅関連請願採択の対応について。

A1 (市長) 完成後も歩行者が安全に通行できるよう物流倉庫の敷地の一部を歩道として整備いただき、無償で利用させていただけるよう事業者と協議しています。

Q2 北本市まちづくり市民アンケート、特に南部地区の意見について。

A2 (市長) 第五次北本市総合振興計画前期基本計画に掲げる施策及び本事業の成果指標の達成度を測るため行いました。南部地区の御意見として、二ツ家地区、下石戸地区の方を中心に新駅の設置の早期実現を望む声があり、その期待の大きさを感じました。

Q3 久保特定土地区画整理事業の遅延による関係者の損害は。

A3 (市長) 従前地と仮換地の双方が使用できない場合については、土地区画整理法などに基つき補償しています。

Q4 北本市行政組織改編により市長公室ができ、結果的に複雑になった。

A4 (市長) 4月から、新たな組織体制としたところですが、もうしばらく見守っていただければと思います。
Q5 平成31年4月25日の教育委員会での教委議事運営、法律違反なのだから無効。そのものが違反だった無効。

A5 (教育長) 議事進行の一部が適切ではありませんでした。冷静さを欠いてしまったことが原因です。

Q6 辞職願は自らの決断で行われたのか。
A6 (教育長) 私自身として判断し、提出しました。

.....詳しくは市議会ホームページで録画配信又は議事録をご覧ください。.....

紹介

今定例会において同意されました方を紹介します。

固定資産評価審査委員会委員

住所 北本市東間7丁目42番地10
氏名 山崎 秀秋氏
やまざき ひであき

第26回議会報告会を

開催しました



去る7月18日(土)に北本市役所において、第26回議会報告会を開催し、多くの市民の皆さんの御参加をいただきました。

次回の定例会は、

11月30日(月)です。

傍聴について

引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響があった場合は、議会の傍聴を御遠慮いただくことがあります。

性犯罪における刑法の更なる改正を求める意見書

●提案理由

2017年、性犯罪に関する刑法が110年ぶりに大幅に改正されたことにより、強姦罪が強制性交等罪に名称変更され、懲役下限の引き上げや非親告罪化、更には監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設など、一定程度の厳罰化が図られましたが、残念ながら未だ、いくつかの問題点を包含しておりません。

よって、被害者救済の視点に立ったより良い制度を実現するために、国会及び政府に対し、次の4事項について、性犯罪に関する刑法の早急な見直しを強く求めます。

要 旨

- 1 強制性交等罪、準強制性交等罪の成立要件に不同意も含めること。
- 2 性交同意年齢を引き上げること。
- 3 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の適用範囲を18歳以上も対象に含め、また、監護者の対象を拡大すること。
- 4 公訴時効期間の延長または撤廃すること。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正を求める意見書

●提案理由

ストーカー規制法は、危害発生の防止を目的として制定されたにもかかわらず、もはや現行法では、技術の進歩に伴うストーカーの手段・方法の変化に対応できておりません。

よって、被害者が安心して暮らせるよう、より良い制度を実現するために、国会及び政府に対し、次の事項について、ストーカー規制法の早期の改正を強く求めます。

要 旨

ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項にあるストーカー行為の手段・方法を、直接観察することに加え、電子機器を使ったものも見張りに含めること。

議員から提出された意見書が全会一致で可決され、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び法務大臣へ送付されました。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 地方財政の急激な悪化に対し地方税財源 の確保を求める意見書

要 旨

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

議員から提出された意見書が全会一致で可決され、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣へ送付されました。

議会改革特別委員会 委員長中間報告

令和2年第2回定例会において本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっていた「議会の活性化、議会組織機能、議会運営等の議会改革に関する調査・研究」について、うち、予算及び決算の審査

方法について、6回の委員会を開催し、令和2年第3回定例会から、議長を除く全議員を委員とする予算決算常任委員会を設置して、分科会方式により審査することを決定しました。

予算決算常任委員会を設置

令和2年9月3日、議長を除く全議員で構成する予算決算常任委員会を設置し、令和2年9月定例会から、この委員会による審査を開始しました。

予算と決算を一体で審査す



加藤勝明委員長(左)、岸昭二副委員長(右)



予算決算常任委員（正副委員長を除く17名）

るこの委員会の設置により、議会のチェック機能が今後、一段と高まることを期待します。

審査の流れ

委員会における具体的な審査の流れとしては、まず、本会議で予算決算常任委員会に議案を付託した後、全委員が出席する全体会を開催して、総務文教、健康福祉、建設経

済分科会へそれぞれの関係議案を送付します。そして、各分科会で、議案に対する質疑が行われた後、再度全体会を開催し、討論を経て、予算決算常任委員会としての採決を行います。

本会議

議案に対する質疑後、付託

委員会（全体会）

① 名称

▶ 予算決算常任委員会とする。

② 委員構成

▶ 議長を除く全議員とする。但し、決算の審査の際は監査委員を除く。

③ 付託議案

▶ 一般会計及び特別会計の予算決算議案とする。

分科会

① 名称

▶ 総務文教分科会、健康福祉分科会、建設経済分科会とする。

② 分科会構成員

▶ 各常任委員会と同じとする。

③ 分科会長

▶ 各常任委員長とする。

④ 所管

▶ 各常任委員会と同じとする。

⑤ 討論・採決

▶ 審査又は調査にとどまり、原則できない。

⑥ 分科会長報告

▶ 審査の経過のみ報告する。

委員会（全体会）

① 審査方法

▶ 分科会長報告→質疑→修正があれば修正案→討論→採決

② 委員長報告

▶ 審査の経過と結果を報告する。

本会議

委員長報告・質疑・討論・採決

予算決算常任委員会（分科会方式）の運営等に関する決定事項

編集後記

令和2年第2回定例会にて議会改革特別委員会が立ち上がり、議長より諮問された、予算決算の審議を常任委員会に分割付託していることの解消について集中的に審査した。令和元年度の決算審議に間に合うように議論し、中間報告をまとめ、本定例会で初めての「予算決算常任委員会」が開催された。総務文教・健康福祉・建設経済常任委員会がそれぞれ分科会の委員となり審査し、予算決算常任委員会では質疑討論を経て、採決を行った。最終日には予算決算常任委員長より委員長報告、質疑・討論を経て本会議で採決された。議会改革特別委員会は休会中に、次の議会へ向け、その他の議会改革について議論を深める予定である。議会改革に終わりはない。（保）

議会広報広聴委員

委員長 高橋 伸治
副委員長 桜井 卓
委員 湯沢 美恵
金森 すみ子
岡村 有正
保角 美代
松島 修一